

米子市企業立地成功報奨金制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、米子流通業務団地及び崎津アミューズメント施設用地における企業立地に関する情報の収集を図り、もって米子流通業務団地及び崎津アミューズメント施設用地における企業立地の促進に資するため、当該情報の提供を行った者に対し成功報奨金を交付するものとし、当該交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

事業用地 米子流通業務団地内又は崎津アミューズメント施設用地内に存する土地であって、市又は米子市土地開発公社（以下「市等」という。）が所有するものをいう。

立地希望企業 その事業の用に供する施設を設置するため、市等から事業用地を取得し、又は借り受けようとする企業をいう。

成功報奨金 提供を受けた立地希望企業情報（立地希望企業による事業用地の取得又は借受けに関する情報をいう。以下同じ。）に基づき、市等と立地希望企業との間において土地譲渡契約又は事業用定期借地権設定契約を締結した場合に、市が当該立地希望企業情報を提供した者（第9条から第13条までにおいて以下「情報提供者」という。）に対し交付する報奨金をいう。

(立地希望企業情報を提供することができる者の要件)

第3条 市に対し立地希望企業情報を提供することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1号に規定する免許を受けて宅地建物取引業を営む者

法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第3号に規定する内国法人（次条において単に「法人」という。）

米子市企業立地推進員である者

前3号に掲げる者のほか、立地希望企業情報を提供する者として市長が適当であると認めたる者

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、市に対し立地希望企業情報を提供することができない。

その営む事業につき、関係する法令等により業務停止、営業停止等の処分を受けている者

立地希望企業（立地希望企業が法人である場合は、その役員を含む。）又

は立地希望企業と雇用関係にある者

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第5号に規定する指定暴力団等又は同条第6号に規定する暴力団員

前号の暴力団員が役員を務める法人

市等の職員である者（米子市企業立地推進員の職にある者を除く。）

市税等（米子市市税等の滞納者に対する行政サービスの利用制限措置に関する要綱（平成18年4月1日施行）第2条に規定する市税等をいう。）の滞納がある者

未成年者

破産者で復権を得ない者

禁錮以上の刑に処された者で、その執行を終え、又は執行を受けることがなくなってから2年を経過しない者

前各号に掲げるもののほか、市長が立地希望企業情報を提供する者として適当でないとする者

（情報提供の方法）

第5条 立地希望企業情報を提供しようとする者は、その対象となる立地希望企業の同意を得た上で、立地希望企業に関する情報提供書（別記様式第1号。以下「情報提供書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による情報提供書の提出は、米子市経済部崎津・流通団地営業課へ直接持参する方法により行うものとする。

（情報の受付）

第6条 市長は、情報提供書が提出されたときは、速やかに、次に掲げる事項について審査を行い、当該情報提供書による立地希望企業情報を受け付けるか否かを決定するものとする。

提供された立地希望企業情報と同一の情報を既に市が保有しているかどうか。

情報提供書が提出された時点で、当該情報提供書に記載された立地希望企業が、その取得し、又は借り受けようとする米子流通業務団地内又は崎津アミューズメント施設用地内に存する他の土地においてその事業を行っていないかどうか、又は当該他の土地を所有しているかどうか。

2 市長は、前項の規定により決定した結果について、立地希望企業情報受付結果通知書（別記様式第2号）により、当該立地希望企業情報を提供した者に通知するものとする。

（情報の有効期間等）

第7条 市長は、情報提供書の提出があった日から起算して2年を経過したとき、又は市等と情報提供書に記載された立地希望企業との間において第9条各号のいずれかに掲げる状況に至る見込みがないと認めるときは、当該情報提供書により提供された立地希望企業情報を無効にすることができる。

2 市長は、前項の規定により提供された立地希望企業情報を無効としたときは、立地希望企業情報無効通知書（別記様式第3号）により、その旨を当該立地希望企業情報を提供した者に対し通知するものとする。

（成功報奨金の額）

第8条 成功報奨金の額は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるとおりとする。

市等と立地希望企業との間で土地譲渡契約を締結したとき。当該譲渡しようとする事業用地の価格に100分の1を乗じて得た額（1,000万円を上限とし、その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）

市等と立地希望企業との間で事業用定期借地権契約を締結したとき。当該事業用定期借地権契約で定める借地料の1か月分の額（当該借地料を年額で定めている場合にあっては、当該年額を12で除して得た額）に相当する額（1,000万円を上限とし、その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）

市等と立地希望企業との間で前2号に掲げる契約を同時に締結したとき。

それぞれの契約につき前2号の規定により算出した額を合計して得た額（1,000万円を上限とする。）

（成功報奨金の交付決定）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合に、情報提供者に対し、成功報奨金を交付する。

市等と立地希望企業の間において事業用地についての土地譲渡契約を締結し、当該立地希望企業が当該土地譲渡契約に基づく土地譲渡代金を完納した上で、当該事業用地の引渡しが完了したとき。

市等と立地希望企業の間において事業用地についての事業用定期借地権設定契約を締結し、当該立地希望企業が当該事業用定期借地権設定契約に基づく保証金及び初年度の借地料を納付したとき。

2 市長は、前項の規定による成功報奨金の交付を決定したときは、情報提供者に対し、企業立地成功報奨金交付決定通知書（別記様式第4号）によりその旨を通知するものとする。

（成功報奨金の支払）

第10条 前条第2項の規定による通知を受けた情報提供者は、成功報奨金の支払を請求するときは、企業立地成功報奨金支払請求書（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（成功報奨金の交付決定の取消し）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該情報提供者に対する第9条第1項の規定による成功報奨金の交付の決定（以下「報奨金交付決定」という。）を取り消すものとする。

情報提供者が成功報奨金の支払を受ける権利を第三者へ譲渡したとき。

情報提供者が不正又は不当な行為により立地希望企業情報を入手していたことが判明したとき。

情報提供者が提出した情報提供書に事実と異なる内容が記載されていたとき。

情報提供者が情報提供書を提出した時点において第4条各号に掲げる者に該当する者であることが判明したとき。

2 市長は、前項の規定により報奨金交付決定を取り消したときは、当該情報提供者に対し、その旨を通知するものとする。

（成功報奨金の返還）

第12条 市長は、前条第1項の規定により報奨金交付決定を取り消した場合において、当該報奨金交付決定を取り消された情報提供者に対し既に成功報奨金を支払っているときは、当該情報提供者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（情報提供に関する実費負担）

第13条 立地希望企業情報の提供に関し要した交通費、通信費等の実費については、情報提供者が、これを負担する。

（規定外事項）

第14条 この要綱に定めるもののほか、成功報奨金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

別記

様式第1号（第5条関係）

立地希望企業に関する情報提供書

年 月 日

米子市長 様

住所又は所在地
氏名又は名称
(電話番号)

次のとおり、米子市に立地を希望する企業がありますので、米子市企業立地成功報奨金制度実施要綱（平成20年10月1日施行）第5条の規定により情報を提供します。

なお、私は、米子市企業立地成功報奨金制度実施要綱第4条各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

1 立地希望企業の概要

企業名
所在地
代表者名
業種（主要事業、製品等）
交渉担当者の職及び氏名
連絡先

2 立地を希望する団地等の名称と区画（又は敷地面積）

希望する団地等
希望する面積
立地希望時期
事業計画の概要

同意書

当社に関する情報は、上記記載のとおり事実と相違ないことを確認し、米子市に提供されることに同意します。

年 月 日

所在地：
企業名：
代表者名：
(担当者名：)

第 号
年 月 日

様

米子市長

印

立地希望企業情報受付結果通知書

年 月 日付けで提供のありました立地希望企業情報につきまして、米子市企業立地成功報奨金制度実施要綱（平成20年10月1日施行）第6条の規定により下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

1 情報の受理・不受理の別

受理

不受理

2 受け付けた情報の内容

別添「立地希望企業に関する情報提供書」（写）のとおり

（注）情報の不受理の場合は、その理由を記載します。

情報の内容については、「立地希望企業に関する情報提供書」に受付印を押したものの写しを添付します。

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

米子市長

印

立地希望企業情報無効通知書

年 月 日付けで提供のありました立地希望企業情報につきましては、米子市企業立地成功報奨金制度実施要綱（平成20年10月1日施行）第7条の規定により無効となりましたので、通知します。

記

- 1 情報提供のあった企業名
- 2 情報の受理日
- 3 情報提供のあった内容

別添「立地希望企業に関する情報提供書」（写）のとおり

- 4 無効の理由

第 年 月 日 号

様

米子市長

印

企業立地成功報奨金交付決定通知書

年 月 日付けで提供のありました立地希望企業情報につきまして、下記のとおり成功報奨金を交付することに決定しましたので、通知します。

記

1 立地企業名

2 企業立地成功報奨金の額

金 _____ 円

3 企業立地成功報奨金の額の算定の確認事項

契約の種類 売買契約 事業用定期借地契約

契約日

売買契約金額

土地売買代金納入日

土地貸付料 1 か月相当分

契約保証金納入日及び
初年度借地料納入日

年 月 日

米子市長 様

住所又は所在地
氏名又は名称
(電話番号)

企業立地成功報奨金支払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定がありました米子市企業立地成功報奨金について、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込指定口座

フリガナ 口座名義	
金融機関名	
支店名	
口座種別	
口座番号	